

令和5年第13回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年12月26日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 欠美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員(0名)

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第71号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第75号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第76号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第77号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

議案第78号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

議案第79号 賃借料情報の区分設定及び提供について

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 9 番 (小松原)

議事録署名人 10 番 (塩木)

開 会 令和5年12月26日 午後3時30分

局 長 (市村 義美君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年第13回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

今日で今年の農業委員会は最後になります。

7月から新しいメンバーになりまして、ここまで来ました。皆さんのおかげで何とかここまでやってきました。どうもありがとうございました。

話は変わりますが、11月に出しました農業委員会から市長への意見書について、ある市議のほうからちょっと議会で質問したいので教えてくれということで幾つか教えて、それがどうなったのかなと思ってしめ縄を作りながら市議会の録画を見ておりました、そのところは時間がなくて見られなかったんですけれども、ほかの方2名が農業に関する質問をしているところを聞きました。

ざっくりいうと、米代を少し上げてくれということがメインだったかなというふうに思っています。農業にもう少し協力してくれないかっていうような話だったと思います。それで、それにつきましては、やはり市としても財源の問題もあるし、米代を上げたらほかの農作物はどうかっていうことであつたと思うんですけれども、それだけではなくて、後で意見書の回答にも出てきますけれども、肥料等の高騰に対する補助をするというような回答でした。

内容はそんなような形でしたけれども、市議の皆さんもそれなりに農業に対する関心を持ってやってくれているのだなという印象を受けました。

また皆さんも機会があったら、市議会の内容を見るのも、ほかの番組を見るよりも面白いですので、ぜひ見ていただければと思います。考え方がいろいろあって、先ほど話した農業関係の質問をされた議員の方は何か有名な農業経済学者の本を持ってきてとうとうとしゃべっていて、これは国政でやるような話だよなと、いろんなところも見えますので、もしよかったら見ていただければと思います。

ちょっと雑談のほうに行ってしまうかもしれませんが、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

局 長 (市村 義美君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読、4番・小松原ひとみ委員、

よろしく申し上げます。

4 番

(小松原 ひとみ君)

改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お願いいたします。

大勢の皆様の前で緊張しますので、書いてきましたので読みます。

12月20日に長野県農村女性フェスティバルが千曲市で開催され、参加してまいりました。農業、農村における女性の活躍についてがテーマで、講演と3団体の活動発表が行われ、いろいろと工夫されていて勉強になりました。

ただ、女性の活躍といっても、まだまだ表に出ていくには大変です。家事、育児、介護等、女性の役割負担が大きく、家族の皆さんの理解や協力が必要だと思います。

大勢の方々との交流を通じで情報交換等を行い、それぞれの地域の特性を生かした女性の活躍ができていくことを期待します。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長

(氣賀澤 道雄君)

これより令和5年12月1日付、告示第13号をもって招集した令和5年第13回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において9番小松原博委員、10番 塩木操委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第71号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1でお示した場所になります。

小町屋区、                    の南1筆1,906㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、特定建築条件付土地。

変更理由でございますが、当初計画は特定建築条件付土地としての事業を計画していたが農地以外の土地で事業の実施が可能となったため申請地における事業を中止した、承継計画では既に他所において賃貸住宅経営を営む事業者が事業の拡張を図るため共同住宅を新築したいというものでございます。

同日5条申請がありましたので、後ほど御説明いたします。

続いて2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-2でお示した場所になりまして、計画変更-1と一体的に許可を得ていた農地になります。

小町屋区、                    の南1筆330㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、特定建築条件付土地。

変更理由でございますが、当初計画は特定建築条件付土地としての事業を計画していたが農地以外の土地で事業の実施が可能となったため申請地における事業を中止した、承継計画では事業の予定がない今回の申請地の部分につきましては農地として適切な管理をしたいというものでございます。

続いて3件目でございますが、場所につきましては3ページの左側を御覧ください。

計画変更-3で示した場所になります。

小町屋区、                    の南1筆2,068㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、特定建築条件付土地が6区画。

変更理由でございますが、当初計画は特定建築条件付土地として6区画に分けて造成する予定であったが1区画当たりの面積を購入希望者のニーズに合わせた規模に変更するため区画の変更を計画した、承継計画では購入希望者のニーズに合わせて1区画当たりの面積をより広い宅地にするため計画地全体で6区画から5区画に変更の上で造成したいというものでございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

- では、地元委員の補足説明をお願いします。
- 20番 (小平 裕一君)  
1と2です。  
中割ですけど、当初は■■■■さんという方がこの土地を利用する予定だったらしいんですけど、■■■■さんがちょっと計画変更したいということで、伊那市の■■■■さんっていう方は伊那市でアパート経営を何件かやっているらしくて、■■■■さんっていう方が譲り受けてアパート経営をやるっていうことらしいです。  
今この土地は何も耕作していない土地になります。現状はそういうことです。  
以上です。  
2番は、■■■■さんっていう方が将来的に住宅を建てたいということで、これだけの区画を農地として管理したいっていうことです。
- 12番 (春日 知也君)  
3番です。  
もう転用が許可になった区画の中での区画の変更にすぎませんので、特に問題ないと考えております。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第71号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第71号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
次に、  
議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主査 (出口 大悟君)  
それでは議案書の4ページをお開きください。  
農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。



計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

3-1 でお示した場所になります。

市場割区、                    の東 3 筆、計 2,460 m<sup>2</sup>になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

3-2 でお示した場所になります。

小町屋区、                    の北 3 筆、計 3,388 m<sup>2</sup>になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続きまして 3 件目でございますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

下平区、                    の北 1 筆 405 m<sup>2</sup>になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は県外からの移住に伴い取得する予定の住宅に付随する申請地を自家消費用の野菜を栽培するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続きまして 4 件目でございますが、場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。

3-4 で表示した場所になります。

東伊那区、                    の南 1 筆 578 m<sup>2</sup>になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は既に借りて耕作しており、引き続き耕作する

ため当地を取得したい、譲渡人は遠方に住んでおり管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

5ページを御覧ください。

5件目でございますが、場所につきましては8ページ～9ページを御覧いただけたらと思います。

範囲が広いので全体の位置図とそれぞれの申請地を拡大した位置図をつけさせていただいております。

3-5で表示した場所になります。

東伊那区、          地区周辺の12筆、計1万467㎡になります。

5ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上5件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明に入ります。

1番と2番は私の担当ですので説明します。

最初に1番なんですが、地図のほうなんですけれども、今回の該当地は、「          」とありますけれども、その向かって左にある土地が対象になります。

それで、1番と2番はともに          さんから          さんと          さんに土地を売るということです。

          さんはお父さんから農地を引き継ぎましたけれども農業はしたくないということで、土地を売りたいということで今回の案件になっております。

譲受人の          さんは認定農業者で、農業を手広くやっております。

また、          さんは3-2の地図の「          」とあるところの跡を継いで住んでおりまして、この向かって上の側の土地が          さんの土地でして、地続きになっておりますので問題なく耕作できると判断し、特に問題ないと思っております。

以上です。

14番

(宮澤 秀一君)

3番でございますが、7ページの図面を御覧いただきたいと思っております。

黒く塗ってあるところの上に「自宅」とあり、その横に氏名が書いてございますが、譲渡人の父親でございます。令和2年に亡くなりまして、ずっと空き家になっております。

なお、黒塗りの部分については、管理が不十分であるということで、ある意味で悩みの部分でございました。

■の方でございますけれども、ここに移住して、この農地につきましては自家消費用の野菜、要するに農地と申しますか、家庭菜園として利用したいということでございます。そのような利用でありますので、周辺農地への影響はないというふうに判断をいたしました。

なお、譲受人の農業経営計画書というのが提出をされておまして、まず最初は 200 m<sup>2</sup>ほど、ここの半分ほどでジャガイモやサツマイモなどを作りながら、3年後には全ての農地を利用したいという希望でございます。

また、■の方でありますので、留意いただきたいという部分をちょっと細かく付け加えておきました。適正な耕作をお願いしたいということ、周辺農地及び宅地、道路、水路に支障のないように管理をしていただきたい、土地改良区の規約等を守っていただきたいということを付け加えさせていただいております。

以上であります。

8 番 (滝沢 久美子君)

4番ですけれども、こちらのほうに書いてありますとおり、もう既に譲受人はこの土地を長年耕作しております。今現在も■が植わっております。

きちんと確認しましたけれども、別に問題はないと思います。

以上です。

18番 (吉瀬 久司君)

5番ですが、12月8日に白川委員と現地を確認させていただきました。

譲受人とは親族の関係であり、売買については問題ないかなと思っておりますが、農地を取得する方が地元の方ではないので、譲受人の責任において的確な管理を行ってくださいということを付け加え、また圃場の中の一部に果樹園がありまして、そこは第三者に貸しておりますので、その貸し借りについても連絡が取れるようにということで付け加えてあります。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (森 武雄君)

3番ですけれども、これは売買なんですけど、価格の欄には棒線が引っ張ってあるんですけど、これは何か意味があるんですか。

主 査 (出口 大悟君)  
申請地北側の住宅の宅地部分も含む一体的な売買のため農地部分のみの価格を算出するのが困難だという申出がありましたので、今回は価格の欄を未記入とさせていただきます。

1 番 (森 武雄君)  
分かりました。  
そうすると、この黒塗りのところに住宅と畑の両方があるということですね。そうじゃないんですか。

主 査 (出口 大悟君)  
すみません。申請地北側の今は■■■■さんと表示のある「自宅」とお示しさせていただいたところが空き家になりまして……

1 番 (森 武雄君)  
ああ、そこを買って……

主 査 (出口 大悟君)  
ここも取得されるということでございます。

1 番 (森 武雄君)  
はい。分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
では、議案第 72 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
次に、  
議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは議案書 10 ページをお開きください。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
計 3 件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては11ページの左側を御覧ください。

4-1でお示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の南2筆、計507㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、貸し駐車場。

理由でございますが、賃借人は申請地西側の[REDACTED]より駐車場として借りたい旨の要望があったことから貸し駐車場用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

図面の斜線部分が既存の創価学会の駐車場となりまして、こちらと一体的な利用を計画しております。

続いて2件目でございますが、場所につきましては11ページの右側を御覧ください。

4-2でお示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の南1筆129㎡になります。

こちらは4-1と同じ敷地内の農地になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は、自身の住宅敷地が手狭なため、敷地を拡張の上、通路、庭、まき置場として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として既存施設拡張で見えております。

続いて3件目でございますが、場所につきましては12ページの左側を御覧ください。

4-3でお示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の東1筆、209㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の敷地。

理由でございますが、申請人は自身が営む塗装業及び農業用の敷地として以前より使用していたが、農地法の許可を受けていないことから、今回手続を取

り引き続き事業用の敷地、農業用倉庫、また石油備蓄庫、農業機械用の車庫として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番2番ですけど、12月3日に現地の確認を行いました。

1番のほうですけど、先ほど説明があったように[ ]の駐車場ということで、雨水やなんかは浸透ということなんで問題ないと思います。

それから2番ですけども、2番は畑として使ってはいたんですが、少し端っこの方はもう既にまき置場になっているということで、こちらも問題ないと思います。

以上です。

6 番 (小松 伸治君)

備考にありますように、この農地には既に隅のほうに燃料用の備蓄庫等が設置されておりまして、本来は許可申請が必要であったわけでありまして、このことにつきましてはおやじさんの代からあったものだというようなことで、知らなかったということでありまして、てんまつ書が併せて提出されておりまして、認識不足につきましては反省の意が述べられております。そうした点を斟酌しまして問題ないものと判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第73号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

主 査

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書 13 ページを御覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 7 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 15 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になりまして、先ほど計画変更の 1 件目で御説明させていただいたところになります。

中割区、                    の南 1 筆 1,906 m<sup>2</sup>になります。

13 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅。

理由でございますが、譲受人は賃貸住宅管理業を営んでおり事業の拡張を計画したため当地を取得したい、譲渡人は農地としての管理が困難であると考えており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに                    、                      
                    ありということでございます。

続きまして 2 番でございますが、場所につきましては 15 ページの右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

小町屋区、                    の東 1 筆 452 m<sup>2</sup>になります。

13 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲が 1 区画。

理由でございますが、譲受人は上伊那地域において                    を営んでおり事業の拡大を計画した、住宅地として利便性のよい当地を宅地分譲地として販売するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種住居地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 3 番でございますが、場所につきましては 16 ページの左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

町 4 区、                    の東 1 筆 414 m<sup>2</sup>になります。

13 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在居住している住宅の老朽化及び子どもや孫の成長に伴い手狭になったことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は県外に住んでおり耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農地区域外となっております、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■ありということでございます。

続きまして4番でございますが、場所につきましては16ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

下平区、■■■■■■■■■■の北3筆、計352.54㎡になります。

13ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

こちらの申請につきましては、今年の10月に買受適格証明願の申請がありまして、こちらについては令和5年11月9日付で長野県より証明の発行がなされております。

その後、競売による入札の結果、最高額が買受申出人——一番高い価格で入札をしたということで、今回、農地法の5条申請が出てきております。

申請理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが駒ヶ根市への移住を検討しており、取得を予定している住宅の敷地と一体的に使用するため当地を取得したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっております、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5番でございますが、場所につきましては17ページの左側を御覧ください。

5-5でお示した場所になります。

下平区、■■■■■■■■■■の北1筆199㎡になります。

13ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが駒ヶ根市への移住を計画しており、取得予定の住宅敷地と一体的に使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で



見ております。

続きまして14ページを御覧ください。

6番でございますが、場所につきましては17ページの右側を御覧ください。

5-6でお示した場所になります。

下平区、                    の南1筆601㎡になります。

14ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工場用地。

理由でございますが、譲受人は申請地の東側において事業を営んでおり、取引先からの受注に対応する必要があり工場を拡張するため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農地の管理が困難になってきたことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年9月27日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして7番でございますが、場所につきましては18ページの左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

東伊那区、                    の南東2筆、計575㎡になります。

14ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は家族が増えたことにより現在の住居が手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は孫である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上7件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番ですけど、申請地の近隣住民及び周辺農地の所有者には、もう既にアパートを建てるということで、説明会で了承を得ているということなんです。

あと、雨水の処理については浸透ますを2つ設置して処理するというところで、農地への影響はないということを確認しました。

あと一つ、南側の道路に側溝があるんですけど、これはよく雨が降るとあふれるんで、その管理だけはしっかりしていただくようお願いをいたしました。以上です。

12番 (春日 知也君)

2番ですけれども、小池委員と現地確認いたしました。

■■■さんは長く■■■に入られて暮らしておられます。

それで、黒く塗られたところは■■■さんの御自宅の庭先の家庭菜園農地のよ  
うな敷地構成になっておりまして、住宅敷地の中に一部が農地として残っており、そこのところを譲って宅地開発するというような件ですので、営農上は問題ないと判断しております。

6番 (小松 伸治君)

3番ですけれども、地図にありますように、住宅地の中にぼつんと畑があるということで、これにつきましては、隣地の農地としましては北東に当たるところに農地があり、一角が接するということですが、これは影響ないということで地権者との話もついておるといふことでありますので、問題なしというふうに判断します。

14番 (宮澤 秀一君)

4番です。

この件につきましては、先々月、競売に関わる適格証明の申請で意見を述べておるところでございますが、これにつきましては10月3日に山崎推進委員さんと現地調査を行っております。

重複しますけれども説明をさせていただきます。

「自宅」というふうに書いてあるところの住宅地、住宅、それから黒く塗ってある農地を一括して譲受人が取得するというものでございます。

用途としては庭木の植栽などで整備するということですので、周辺農地への影響はないというふうに考えております。

なお、南側になりますけれども、近隣の農地の所有者に今後の利用について説明し、理解を求めよう努めていただきたい旨の意見を付してございます。

以上でございます。

続きまして5番でございますが、先ほど3条のところではちょっと舌足らずで申し訳ございませんでした。

「自宅」と書いてある宅地、あるいは建物、それから黒く塗られている部分について譲受人が取得するということでございます。

3条も含めてでございますが、これにつきましても、宅地の中の庭、あるいは池などは、もう既に20年以上前からそのような状況になっているんじゃないかというふうに判断をしております。

なお、この件につきましては、ここに書かれているのは亡くなった方の息子さんでありますので、てんまつ書というよりは経過報告書としての提出を事務局のほうから求めていただきました。その中では、相続農地であり、農地法などの必要な手続を取らなかったことにつきましては、既に当時の方が他界しておるため相続人も理由などはちょっと説明ができないような状況の中で、改めて農地転用手続を取り、引き続き住宅敷地として使用していただきたいという内容でございました。

今後は法令順守ということで一筆書いていただいております。

さらに、周辺農地への影響はないというふうに判断をしております。

以上であります。

23番 (山崎 幸夫君)

6番です。

宮澤委員と一緒に現地確認をしてまいりました。

指摘事項が2つありまして、1つは [REDACTED] の隣接地に工場を造成するというので、現況が水田なものですから、水田に水を入れるための水路の付け替えをしなければいけないということが1点、それから申請地の左側の点線になっているところに水路がありまして、水路は排水路なんですけれども、その関係の問題、この2点です。

それで、工事業者はもう決まっておるようですが、水の入り口に関しては付け替えをするので、下平はパイプラインになっておる関係で、一斉に水が来る時期には工事をしないようにということで、地元の土地改良区と一緒に時期の調整をしていただきたいということをお願いしました。

それから、新たに造る [REDACTED] に関しては、左側の排水路に対して砂利、土等が入ってくると困りますので、工事に際しては十分な防護柵、それから土砂崩れ等の起こらないようなしっかりしたものを作っていただきたいということをお願いして、意見書といたしました。

以上です。

25番 (白川 眞武君)

7番ですけれども、12月9日に伊藤委員と現地を確認いたしました。

それで、周辺の住民の方々とは話をされて了解を得られているということでありまして、雨水のほうも浸透ますを使用して用水路への侵入防止の工事をされるということで問題ないかと思っていました。

しかし、地図のぼんと北側に飛び出ているところが進入路になって、その下——南側のほうに住宅を建てるという予定なんですけれども、進入路のところには水路があり、また進入路と今申請されている敷地の左側のところで水路が曲がって入り込んでいるということで、進入路を造るために用水路に蓋をしてし

もうということでした。

工事だけではなくて、この家がある限り進入路を使うということなので、恒久的に蓋をしてしまうということで、問題がないものかどうかというところで、市役所のほうに許可を得ていただきたいということを入れておきました。

それと、あとは進入路の工事において水路への支障がないように御配慮をお願いしたいというふうに付け加えさせていただきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 74 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 75 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書 19 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 5 年 12 月 28 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 5 万 2,607 m<sup>2</sup>、畑が 4,788 m<sup>2</sup>、樹園地が 1,724 m<sup>2</sup>で、合計で 5 万 9,119 m<sup>2</sup>でございます。

貸手が 20、借手が 19 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、20 ページ～22 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、質疑、意見に入る前に、ちょっと数が多いので見ていただきまし

て、もしあるようでしたら地元委員の補足説明をお願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明はありますか。

[発言者なし]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ないようですので、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)  
また新規がやたらと多いんだけど、この中でJ Aから移ってきたものってどの程度ありますか。

主 査 (高坂 貴和君)  
表のところに番号を振ってあるんですけども、101番から118番までがJ Aの利用権からの移行となります。

119、120の更新につきましては市の利用権についての終期を迎えたものの更新、121～123については新規という形になっております。

2 番 (中嶋 隆君)  
ということは、ほぼ更新に近いってということ、新規のものはあまりないってということですね。

主 査 (高坂 貴和君)  
そうですね……

2 番 (中嶋 隆君)  
実質の新規は121～123だということですね。

主 査 (高坂 貴和君)  
そのとおりです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
いいですか。

2 番 (中嶋 隆君)  
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますか。

1 2 番 (春日 知也君)  
間違っではないと思うんですけど、一応確認させていただきたいんですけども、例えば106番と107番あたりで66歳の方から89歳の方へ利用権設定するっていうのは間違っではないということでよろしいですか。

主 査 (高坂 貴和君)  
出てきた方々のお名前で耕作するとするならば、その御年齢ということになります。

12番 (春日 知也君)  
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第75号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第75号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
ここで議案第76号の質疑に入る前に申し上げます。  
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により12番 春日知也委員、18番 吉瀬久司委員は自己等に関する事項について審議に参加することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。  
〔12番 春日知也君・18番 吉瀬久司君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、  
議案第76号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)  
それでは議案書23ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告年月日でございますが、令和5年12月31日でございます。  
期間の終期でございますが、5年が田6万5,353㎡、10年が田8万4,270㎡、畑1万2,028㎡、農業用施設用地1,922㎡、合計で16万3,573㎡でございます。  
貸手が58、借手は長野県農業開発公社のため1となります。  
24ページ~40ページが利用権設定する各筆の明細となっております。

58名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で106筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、ちょっと数が多いので、時間を取りますので見ていただければと思います。

[各自黙読]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

該当する地元委員の方から何か補足説明がありましたらお願いします。

[発言者なし]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第76号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第76号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[12番 春日知也君・18番 吉瀬久司君 入場・復席]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第77号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長

(山本 孝浩君)

それでは議案書の41ページをお開きください。

議案第77号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和5年12月28日を予定しております。

売買の面積は田んぼが1,224㎡、畑が396㎡、合計で1,620㎡となっております。

また、売手、借手ともに1となっております。

なお、本売買について12月13日に農地あっせん審査会を開催しております。

次ページ——42ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるという内容となっております。

対象となる農用地面積は1,620㎡、所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和6年1月22日、対価につきましては124万円となっております。

売買の対象地につきましては43ページの図を御確認いただきたいと思っております。

■■■■に近い■■■■、■■■■が田んぼ、■■■■から離れた■■■■、■■■■につきましては畑となっております。

42ページにお戻りください。

今後、この農地について公社から買い受ける方につきましては表の下に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

24番 (菅沼 佳彦君)

買い受けるほうの■■■■さんなんですけれども、年齢的なことがありまして後継者の承認が必要ということがありました。そういうことで、息子さんも現地確認と、それからあっせん審査会に出席してもらって同意を得ていますので、問題ないと思っております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)

よく分からんのだけど、これは何で3条にそのままならないんですか。

次 長 (山本 孝浩君)

内容としては3条——売買の形なんですけれども、中間管理事業を使ってい



るといふことで 3 条とは別の議案で審議していただく必要があるといふことです。

2 番 (中嶋 隆君)

もうこれは中間管理事業で借りているものだからっていふことですか。その違いがよく分からないんだけど。

次 長 (山本 孝浩君)

3 条と分けている理由としましては、41 ページにある農用地利用集積計画総括表といふものを 3 条とは別に公告する必要があります。その公告文書をもって法務局で登記することにより、登録免許税の軽減とか、そういう措置が受けられるといふものでありますので、3 条の中に混ぜ込むといふことはどうしてもできません。

2 番 (中嶋 隆君)

ああ、お金が安くなるんですか。そういうことか……

次 長 (山本 孝浩君)

前にもお話ししましたけど、譲渡所得の特例といふものがありまして、300 万円まで経費があったとみなすといふ特例もございます。

重ねての説明になってしまうんですけども、これはこれで別途報告することによって登録免許税等の軽減が受けられるっていふことになりますので、そういうわけで 3 条と分けた議案として提案をさせていただくといふことになります。

2 番 (中嶋 隆君)

といふことは、3 条でやらないほうがいいですよって勧めたほうがいいといふことですね。

次 長 (山本 孝浩君)

売買の単価次第でございます。あまりに安かったりあまりに高かったりすると、農業開発公社は県の間管理機構でもありますので、農地の価値をおとしめるような売買単価となると農業開発公社のほうでは取り扱えないといふふうに言われています。

ちなみに、では適正単価はどうなんだといふところについては、あらかじめ固定資産税の課税標準額を基に適正単価のほうを農業開発公社のほうに算出させていただき、公社の売買の活用が可能かどうかといふところを判断していただいています。

2 番 (中嶋 隆君)

いふことになると、例えば以前あった XXXXXXXXXX の前のところのべらぼうに安い物件やなんかっていふのは、こちらでやったほうが高くなるっていふことですよ。

次 長 (山本 孝浩君)  
ただ、売買の単価につきましては、農業開発公社や農業委員会のほうで単価設定をすることはできませんので、あくまでも売買の当事者のほうで一旦設定をしていただき、その上で3条とするか公社のほうを検討するかというのを確認して申請者のほうに御案内をするようにはしています。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
いいですか。

2 番 (中嶋 隆君)  
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第77号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第77号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第78号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書44ページを御覧ください。  
農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。  
こちらは表題の下にもございますように農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知に基づいて審議するものであります。  
こちらにつきましては、8月の一斉農地パトロールで委員の皆様に優先して確認すべき農地として現地を確認していただいた中で、現況が山林または原野であり、農地に復旧するためには物理的な条件整備が著しく困難であり、また農地として復元したとしても継続して耕作が見込めないような対象地については、農業委員会の審議により農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないと御判断をいただくものであります。  
なお、今回議案として提出させていただくものにつきましては、竜西地区から6筆、竜東地区から121筆、計127筆であります。

議案書にあります地番の現地の状況につきましては、先ほど御説明したとおり、おおよそ山林または竹林、原野等のため個別の説明はいたしません、おおよその位置につきましては47ページからカラーの位置図を竜西、東伊那、中沢に分けて添付しておりますので、参考に御覧いただきたいと思っております。細かい図面ですので概略の位置のみの表示となりますが、黄色の丸が今回の対象地となっております。

また、今回の対象地につきましては、議案書の確認委員の列に記載させていただいた委員さんまたは事務局において山林等と判定された場所となります。

今回のパトロールでは現地、山林といった判定をしてきたものの中で、位置ですとか周囲の状況等の理由によって今回は農地判定を見送った筆もありますので、御承知おきください。

今後の手続等につきましては、この後、仮に議案に出させていただいた対象地が全て非農地で差し支えないと御判断いただいた場合には、今後、事務局のほうから所有者さんのほうにこういう手続を進めたいということで一旦意向の確認をさせていただきます。

その中で所有者さんのほうから、いや、ここは今後農地として管理したい、実際には農地として管理している、そういった申出があった場合には、今後改めて計画の変更、非農地から農地に戻すという手続を取る場合もありますが、基本的には皆さん非農地の判断を進めていただきたいというような御意向があります。

そうしましたら、今後は法務局のほうで地目の変更手続が必要となります。本来は、土地家屋調査士さんですとか、そういった専門の方でないとなかなか手続を取ることが困難なんですけれども、非農地の判断につきましては私どものほうで地目変更に必要な書類を全て作成いたします。それで、あとは所有者さんのほうでお名前の署名と御印鑑を押せば提出できるようなところまで御準備させていただいて、所有者さんに書類をお送りさせていただきます。

それで、地目変更の手続につきましては、所有者さんに書類をお持ちいただいて実際に法務局に出向いていただくか、または郵送で地目変更の手続を取っていただくような流れとなります。

そうしましたら、以上127筆につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今の内容を御理解いただきたいと思っております。

それで、まず「確認委員」の欄に自分の名前があるところを見ていただいて、遠い記憶になるかもしれませんが、その土地について思い出していただいて、それから審議に入りたいと思っておりますので、よろしく願います。

- [各自黙読]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは質疑、意見に入りたいと思います。  
質問、御意見ありましたらお願いいたします。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
すみません。ちょっと確認なんですけれども、例えばの話としまして、114番は、名前が[ ]さんっていうことですが、所有者が老人ホームにいて、事務局からの郵送はこういう所有者のところに届くのか、どこへ届くのかということを確認したいです。
- 主 査 (出口 大悟君)  
基本的には所有者さんなんですけれども、所有者さんとは別に経営者が設定されている場合には、所有者さんより経営者の方を優先してお送りします。  
ですので、今回の[ ]さんにつきましても、仮に別の方が経営者になっていらっしゃるればそちらの方にお送りすることになります。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
それは事務局のほうで実態っていうのが分かっているということですね。
- 主 査 (出口 大悟君)  
そうですね。経営者につきましては全て農地基本台帳のほうで管理しておりますので、1筆ごとに所有者さんと経営者さんが同一の方か別の方かというのを確認しまして、それぞれにお送りさせていただきます。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにございましたらお願いします。――よろしいですか。  
[「はい」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第78号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第78号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第79号 賃借料情報の区分設定及び提供について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 53 ページをお開きください。

賃借料情報の区分設定及び提供について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましても表題の下にありますとおり農地法第 52 条に基づきまして賃借料等の情報を公開するっていうことになっておりますので、これに基づいた手続となります。

こちらにつきましては、今申したとおり毎年出しておりますが、駒ヶ根市の賃借料の情報であります。

毎月の総会の議題に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借等の部分について、今年 1 月～12 月分として公告された内容の集計でございます。10 a 当たりの賃借料をデータ化したものになっております。

表の下のほうを見ていただきまして、1 の水田の部と 2 の畑の部に分かれておりますので、まず水田の部から御説明させていただきたいと思っております。

水田の部でございます。

地区が 3 つに分かれております。①は竜西、②につきましては竜西のうち 40 a 以上の下平地区の農地となります。ですので、①につきましては②を除いた下平地区が含まれる竜西地域となります。③につきましては竜東地区となっております。

①の竜西地区につきましては、平均額は 7,500 円、最高額が 2 万円、最低額が 1,000 円ということでございました。

②の下平の 40 a 以上の農地につきましては、平均額が 7,700 円、最高額が 1 万 5,000 円、最低額が 2,000 円ということでございました。

③の竜東地区につきましては、平均額が 6,200 円、最高額が 2 万 1,000 円、最低額が 2,000 円ということでございました。

続きまして 2 番の畑の部ですけれども、こちらにつきましては竜西と竜東の 2 つに分かれております。

竜西につきましては、平均額が 4,500 円、最高額が 5,000 円、最低額が 4,000 円でございます。

竜東につきましては、平均額が 2,300 円、最高額が 5,000 円、最低額が 1,000 円ということでございました。

「データ数」の列につきましてはこれだけの件数が賃借料の伴った貸借となりまして、「金銭を伴わない貸借の件数」という列につきましては、使用貸借ですとか、また場合によっては物納ですとか、そういったお金が発生していない貸し借りの合計となっております。

説明につきましては以上となります。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。――よろしいですか。  
〔発言者なし〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 79 号について…… (倉田委員「すみません」と呼ぶ)
- 5 番 (倉田 益式君)  
これは農地の貸借ということですよ。
- 主 査 (出口 大悟君)  
そうです。
- 5 番 (倉田 益式君)  
そうですよね。  
そうすると、農地の貸借の場合には、田んぼがあり畑があり、当然土手なりのり面が出てくると思うんですが、例えば貸すほうのり面なり土手草を刈る、または全て面倒を見てもらうという二通りがあると思うんですが、そういう利用者っていうのがこの表の中からは読み取れないんですが、そういう条件っていうのを行政として加えるわけにはいかないんでしょうか。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
事務局、何かありますか。  
農地法第 52 条に基づいての集計になっていると思うんで、それがどうなっているかじゃないかと思うんですが、私もそういうことを知らないんで……。
- 次 長 (山本 孝浩君)  
農地法第 52 条なんですけれども、条文を読み上げますと、  
農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。  
というのが条文の内容でございますので、法に沿った情報提供の内容とすれば、この内容でよろしいかと思えます。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
よろしいですが。
- 5 番 (倉田 益式君)  
今の御説明だと、事務的な説明っていうか、取決めであって、実務をしたことがない人間が組めばこんな形になってしまうとは思いますが――今ここでどうこう言ってもしょうがないんだけど、実際にはあぜの草刈りを含めたら

賃料ゼロっていうのが金銭を伴わない賃借の件数ということに出てきているんじゃないかなと思います。

あとは、有償で借りる場合には持ち主が草を刈ってねと、耕作だけはやりますよというところが有償のデータ数のほうに載ってきていると思うんですね。

ここではもう全くそれが読み取れないんで、ここでどういう言ったってしようがないんだけど、あまり我々にはメリットがない内容としか言いようがないです。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

営農センターから出ている雑誌の中には、畦畔等の草刈りについては、基本は土地所有者負担で刈るというのが記載されています。

ですけれども、実際の賃貸借の契約の中では、所有者が刈っているところ、また耕作者が刈っているところ、それぞれにあります。

それから、農地は無償で借りるけれども、土手草を刈ってくれたらその賃金を払いますよとか、いろいろです。

営農センターの規約の中では決まっているんですけれども、あぜの草刈りについてはそれぞれの取決めの中でいろんな条件になっているのが実情だというふうに理解しております。

ある認定農業者の方からはそういうふうに決まっているんだから何とか所有者が刈るようにしてくれないかねっていう話も来ていますけれども、ここら辺は農業委員会だけで決められることではなくて、また営農センターのほうでもそこら辺のところを考えていかなきゃならないかなというふうに考えています。

それは以前から問題になっていて、前回も山崎委員のほうからいろいろありましたけれども、法人経営のほうでもかなり問題になってきますので、そこら辺のところも徐々に検討していきたいと思います。

そういう情報が必要だということになれば、また全体で考えていかなきゃなりません。大変事務量が増えることですが、今、倉田委員からもそういう情報が欲しいという意見もありましたので、そこら辺も頭に入れながら、すぐにはできないかもしれませんが、進めるような形でやっていきたいと思いますので、今回はこれをお願いいたします。

以上です。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 79 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 79 号 賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
次に、報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知について事務局より説明願います。
- 主 査 (出口 大悟君)  
それでは 54 ページを御覧ください。  
農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がございましたので御報告いたします。  
件数につきましては 1 件となります。  
場所につきましては、上穂町区、XXXXXXXXXXの南 3,532 m<sup>2</sup>のうち 199.87 m<sup>2</sup>となります。  
届出目的でございますが、農業用倉庫となっております。  
届出理由でございますが、申請人は新たに購入した田に水稻の栽培を計画しており、新たに農機具を増やし保管する必要があるため当地に新たな農業用倉庫を設置したいというものでございます。  
報告につきましては以上となります。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ただいまの件について質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。
- 5 番 (倉田 益式君)  
この件につきましては、中嶋副担当と一緒に確認に行ってまいりました。  
この地図のとおり、XXXXXXXXXXの南側、それからXXXXXXXXXXと地続きの東側に位置する水田であります。  
それで、さっき中嶋委員からもちよっと話が出たんですが、この水田は非常にべらぼうに安い、ただみたいな金額で、ここは 3 反歩と 3 反歩を合わせて 6 反歩で宅地 60 坪ぐらいの価格で購入したところなんです。ちょっとそういうべらぼうに安い金額で売買されてしまったことについては、私も非常に悲しい思いであります。これは全部うちのおやじが基盤整理したところですので、ちょっとつらい気持ちです。  
本来の話に戻りますと、上の道路と農地は水路を挟んで行き来するものなんですから、農地としての水路利用はあったと思うんですが、ここへも今度は家を建



てると、それから農業用倉庫を建てるということになりましたので、水路の管理については土地改のほうによく確認して問題のないように処理してくださいということを意見書のほうに入れておきました。

、以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これは報告事項になりますので、説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和5年第13回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後4時55分